

第 7 0 号議案

中野区区民ホール及び芸能小劇場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

施設の利用料金及び使用料の限度額を改定する必要がある。

## 中野区区民ホール及び芸能小劇場条例の一部を改正する条例

中野区区民ホール及び芸能小劇場条例（平成４年中野区条例第４６号）の一部を次のように改正する。

別表中「１０，１００円」を「１０，３００円」に、「１２，７００円」を「１２，９００円」に、「１４，５００円」を「１４，７００円」に、「１８，２００円」を「１８，５００円」に、「１９，１００円」を「１９，４００円」に、「２５，６００円」を「２６，０００円」に、「２７，４００円」を「２７，９００円」に、「３６，５００円」を「３７，１００円」に、「３０，６００円」を「３１，１００円」に、「４３，９００円」を「４４，６００円」に、「５，１００円」を「５，２００円」に、「６，０００円」を「６，１００円」に、「７，０００円」を「７，１００円」に、「９，２００円」を「９，４００円」に、「１３，１００円」を「１３，３００円」に、「１７，８００円」を「１８，１００円」に、「１４，７００円」を「１４，９００円」に、「２１，２００円」を「２１，６００円」に改める。

### 附 則

- １ この条例は、平成３０年７月１日から施行する。
- ２ この条例の施行の際現に使用の承認を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。